

伊達地域循環型社会形成推進地域計画

伊達市

桑折町

国見町

川俣町

伊達地方衛生処理組合

令和 6 年 3 月 19 日

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	4
3	施策の内容 -----	7
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	11
	添付資料 1～4 -----	12
	様式 1～2 -----	20
	参考資料様式 2、5、8 -----	23

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

ア 構成市町

伊達地方衛生処理組合（以下、「本組合」と称します。）を構成する市町のうち、ごみ処理の広域処理を実施している4市町

伊達市、桑折町、国見町、川俣町

イ 面積

473.74km²

ウ 人口

88,557人（令和5年3月31日現在）

（内訳）

市町村名	伊達市	桑折町	国見町	川俣町
面積（km ² ）	265.12	42.97	37.95	127.70
人口（人）	57,270	11,126	8,303	11,858

(2) 計画期間

本計画は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間を計画期間とし、目標年度を令和11年度とします。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとします。

(3) 基本的な方向

伊達地域（伊達市、桑折町、国見町、川俣町の地域、以下「伊達地域」という。）は、福島県の北部に位置し、面積は473.74km²になります。

伊達地域のごみ処理は、本組合が有するごみ処理施設で広域処理を実施しています。

このうち、ごみ焼却施設は平成7年4月の供用開始から29年近く経過しており、施設の老朽化が進んでいます。このため、令和14年度からの供用開始を目指し、新たなごみ焼却施設の整備を行うこととします。

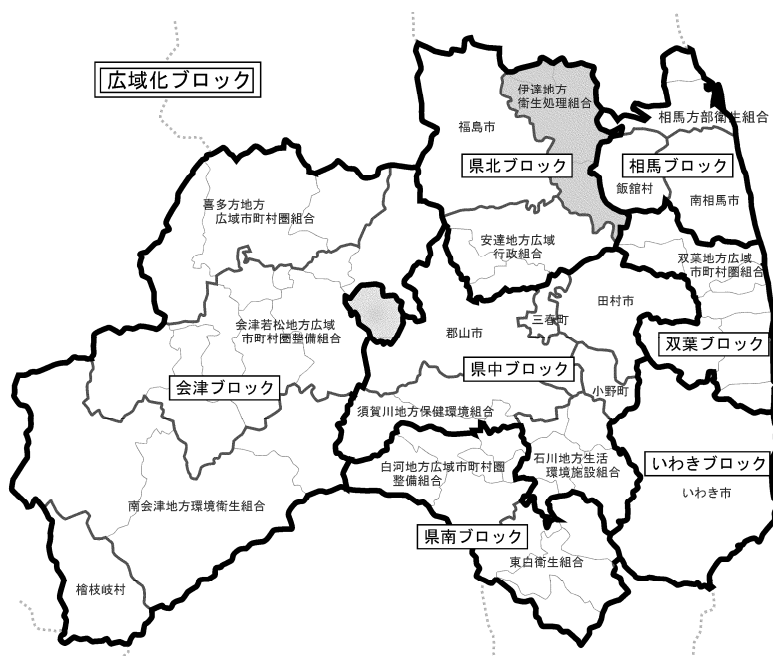
また、最終処分場は平成10年4月の供用開始から26年近く経過しており、残余容量が逼迫しています。このため、令和7年度に最終処分場の嵩上げ工事を実施するとともに、既存埋立物のうち、焼却残渣、不燃残渣を新たなごみ焼却施設で処理することで減容化を図るなど最終処分場の再生事業を実施することとします。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

福島県ごみ処理広域化計画（平成 21 年度改訂）（以下、「広域化計画」と称します。）において、本地域は県北ブロックに属しています。県北ブロックの構成は本組合、福島市および安達地方広域行政組合であり、設定されたブロック内で集約施設を整備することが望ましいとされています。

本組合において広域化への検討を行いました。福島市は既に市単独による建設工事が進んでいること、安達地方広域行政組合は施設の供用開始から 21 年近く経過しているものの、本組合の施設と比べて老朽化が進んでおらず、施設の更新は予定されていないこと、また、広域化計画も平成 29 年度で終了している状況等を鑑み、現時点では本組合、福島市および安達地方広域行政組合の施設を集約することは困難な状況と判断し、本組合では伊達地方（伊達市、桑折町、国見町、川俣町）のごみの広域処理を引き続き行うこととしました。

なお、福島市と安達地方広域行政組合と引き続き情報を共有し、必要に応じて広域化・集約化について検討を行っていきます。



（福島県ごみ処理広域化計画（平成 21 年度改訂）を基に一部加筆修正）

図 1 ごみ処理の広域ブロック図（令和 5 年度現在）

(5) プラスチック資源の分別収集および再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、ごみ収集カレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行います。

また、構成市町では、従来よりプラスチック製容器包装を分別収集し、本組合の廃プラスチック処理資源化施設で選別・圧縮梱包した後、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託しています。

今後は、現在もやせるごみとして収集・焼却処理している製品プラスチック類を含めたプラスチック資源の分別収集および再商品化に向けて、実施方法や実施時期、再商品化等の実施に必要な既存施設の改良又は新たな処理施設の整備等の方針について検討を進め、令和11年度までに構成市町の全域で実施するものとします。

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

[illegible]

図2 一般廃棄物の処理状況フロー（令和4年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表1および図3に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

なお、参考として、添付資料2に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

表1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※ ¹ ） （令和4年度）		目標（割合※ ¹ ） （令和11年度）	
排出量	事業系 総排出量	11,012 トン		9,943 トン （-9.7%）	
	1事業所当たりの排出量※ ²	2.73 トン/事業所		2.54 トン/事業所 （-7.0%）	
	生活系 総排出量	28,397 トン		24,138 トン （-15.0%）	
	1人当たりの排出量※ ³	293 kg/人		266 kg/人 （-9.2%）	
	合計 事業系生活系排出量合計	39,409 トン		34,081 トン （-13.5%）	
再生利用量	直接資源化量	1,012 トン	(2.6%)	874 トン	(2.6%)
	総資源化量	4,338 トン	(10.8%)	4,106 トン	(11.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量及び熱利用量）	— MWh		— MWh	
		— GJ		— GJ	
最終処分量	埋立最終処分量	5,060 トン	(12.8%)	4,104 トン	(12.0%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 （1事業所当たりの排出量）＝ {（事業系ごみの総排出量）－（事業系ごみの資源ごみ量）} ÷（事業所数）

※3 （1人当たりの排出量）＝ {（生活系ごみの総排出量）－（生活系ごみの資源ごみ量）} ÷（人口）

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

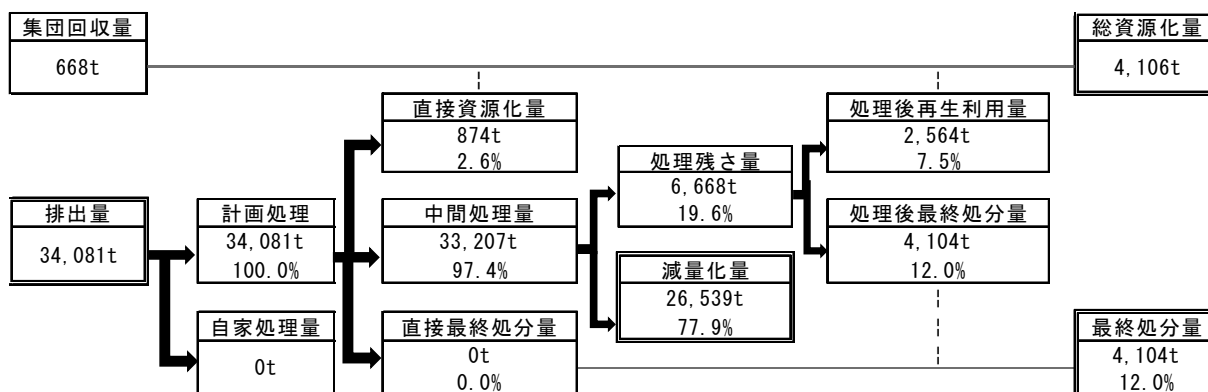


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和11年度）

表 1 補足 構成市町ごとの減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合） （令和4年度）	目標（割合） （令和11年度）
伊達市	事業系 総排出量	6,330 トン	5,807 トン （-8.3%）
	1事業所当たりの排出量	2.46 トン/事業所	2.35 トン/事業所 （-4.5%）
	生活系 総排出量	18,238 トン	15,263 トン （-16.3%）
	1人当たりの排出量	292 kg/人	265 kg/人 （-9.2%）
	合計 事業系生活系排出量合計	24,568 トン	21,070 トン （-14.2%）
	直接資源化量(トン)	574 トン （2.3%）	481 トン （2.3%）
	総資源化量(トン)	2,794 トン （11.1%）	2,674 トン （12.4%）
桑折町	埋立最終処分量	3,164 トン （12.9%）	2,552 トン （12.1%）
	事業系 総排出量	1,561 トン	1,384 トン （-11.3%）
	1事業所当たりの排出量	3.08 トン/事業所	2.72 トン/事業所 （-11.7%）
	生活系 総排出量	3,663 トン	3,078 トン （-16.0%）
	1人当たりの排出量	294 kg/人	268 kg/人 （-8.8%）
	合計 事業系生活系排出量合計	5,224 トン	4,462 トン （-14.6%）
	直接資源化量(トン)	193 トン （3.7%）	168 トン （3.8%）
国見町	総資源化量(トン)	605 トン （11.5%）	560 トン （12.4%）
	埋立最終処分量	644 トン （12.3%）	522 トン （11.7%）
	事業系 総排出量	1,251 トン	916 トン （-26.8%）
	1事業所当たりの排出量	3.83 トン/事業所	3.03 トン/事業所 （-20.9%）
	生活系 総排出量	2,667 トン	2,176 トン （-18.4%）
	1人当たりの排出量	285 kg/人	245 kg/人 （-14.0%）
	合計 事業系生活系排出量合計	3,918 トン	3,092 トン （-21.1%）
川俣町	直接資源化量(トン)	180 トン （4.6%）	176 トン （5.7%）
	総資源化量(トン)	479 トン （12.0%）	463 トン （14.6%）
	埋立最終処分量	485 トン （12.4%）	356 トン （11.5%）
	事業系 総排出量	1,870 トン	1,836 トン （-1.8%）
	1事業所当たりの排出量	2.96 トン/事業所	2.91 トン/事業所 （-1.7%）
	生活系 総排出量	3,829 トン	3,621 トン （-5.4%）
	1人当たりの排出量	301 kg/人	279 kg/人 （-7.3%）
川俣町	合計 事業系生活系排出量合計	5,699 トン	5,457 トン （-4.2%）
	直接資源化量(トン)	65 トン （1.1%）	49 トン （0.9%）
	総資源化量(トン)	460 トン （8.1%）	409 トン （7.5%）
	埋立最終処分量	767 トン （13.5%）	674 トン （12.4%）

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

発生抑制・再使用の推進に係る代表的な施策を以下に示します。

ア ごみ処理の有料化等の検討

事業系ごみは、従量制により課金し、処理料金を徴収しています。

一方、生活系ごみは指定ごみ袋を導入していますが、処理料金は含まれていません。

ごみの排出量に応じた負担の公平化の観点から、新ごみ処理施設の稼働に向けて指定ごみ袋に処理料金を上乗せすることについて検討を進めることとします。

イ 環境教育、普及啓発

広報、回覧板、チラシ等による PR 活動、自治会等説明会、先進地区等の見学会等を通じて、リサイクルに係る情報を住民や事業者に提供をおこなうことにより、環境教育および普及啓発を行います。

ウ ごみ減量化推進審議会の設置

構成市町の取り組みとして、ごみ排出抑制・資源化推進委員会の設置を検討し、ごみ排出抑制や資源化施策の評価・推進に取り組みます。

エ 多量の一般廃棄物排出事業者に対する指導の徹底

多量の一般廃棄物を排出している事業者に対して指導を徹底し、排出抑制・再資源化の推進や分別排出の徹底を促します。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

構成市町における生活系ごみの分別区分と処理方法については表 2 に示すとおりです。

今後も現状通りの処理体制を継続していきますが、老朽化が進行しているごみ焼却施設については、新たなごみ焼却施設の整備を行い、ごみ処理の効率化と生活環境の維持を図ります。

また、プラスチック資源循環法については、組合と構成市町において対応を協議中であり、結果を踏まえて見直しを行うこととします。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後も生活系ごみの分別区分に準じて処理・処分を行っていきます。

また、多量にごみを排出する事業者に対しては、減量化や再資源化計画を作成するよう指導を行います。

表2 構成市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（令和4年度）					
分別区分				処理方法	処理施設等
伊達市	桑折町	国見町	川俣町		
もやせるごみ	もやせるごみ	もやせるごみ	もやせるごみ	焼却	[組合] ごみ焼却施設
もやせないごみ	もやせないごみ	もやせないごみ	もやせないごみ	破碎 選別 圧縮	[組合] 粗大ごみ処理施設
粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ		
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	選別 圧縮	[組合] 廃プラスチック処理資源化施設
ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	選別 圧縮	[組合] ペットボトル・びん類 処理資源化施設
ガラスびん	ガラスびん	ガラスびん	ガラスびん		
古紙類	古紙類	古紙類	古紙類	リサイクル	(売却)
小型家電	小型家電	小型家電	小型家電	リサイクル	(売却)



今後（令和11年度）						
分別区分				処理方法	処理施設等	
伊達市	桑折町	国見町	川俣町		一次処理	二次処理
もやせるごみ	もやせるごみ	もやせるごみ	もやせるごみ	焼却	[組合] ごみ焼却施設	■焼却灰・飛灰 [組合]最終処分場
もやせないごみ	もやせないごみ	もやせないごみ	もやせないごみ	破碎 選別 圧縮	[組合] 粗大ごみ処理施設	■可燃残さ [組合]ごみ焼却施設 ■不燃残さ [組合]最終処分場 ■資源物 (売却)
粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ			
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	選別 圧縮	[組合] 廃プラスチック 処理資源化施設	
ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	選別 圧縮	[組合] ペットボトル・びん 類 処理資源化施設	
ガラスびん	ガラスびん	ガラスびん	ガラスびん			
古紙類	古紙類	古紙類	古紙類	リサイクル	(売却)	(売却)
小型家電	小型家電	小型家電	小型家電	リサイクル	(売却)	(売却)

※[組合]: 伊達地方衛生処理組合が有する施設

※プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化については、令和11年度の実施に向けて検討中である。

(3) 処理施設等の整備

前述した(2)の処理体制で、本地域のごみを処理するため、表3のとおり廃棄物処理施設の整備を行います。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間(年度)	国土 強靱化
1	ごみ焼却施設	エネルギー回収 型廃棄物処理施設 整備事業	約150t/日(予定)	伊達市保原町字 西新田地内	R9~R10 (全体: R9~R13)	—
2	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設 解体工事	150t/日	伊達市保原町字 西新田地内	— (全体: R14~R15)	—
3	最終処分場	最終処分場増 設事業	現状 154,399m ³	伊達市保原町字 西新田地内	R7	—

(整備理由) 事業番号1 既存焼却施設の老朽化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進。

(整備理由) 事業番号2 ごみ焼却施設の整備(事業番号1)後、既存焼却施設を解体。

(整備理由) 事業番号3 残余容量が少なくなっていることから、嵩上げ工事を実施し、10年程度の延命化を図る。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前述した(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を実施します。

表4 実施する計画支援事業

事業 番号	事業名	事業内容	事業期間
1	ごみ焼却施設整備事業に係る基本計画事業	施設整備基本計画	R6
	ごみ焼却施設整備事業に係る測量事業	測量	R6
	ごみ焼却施設整備事業に係る地質調査事業	地質調査	R6
	ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価事業	環境影響評価	R6~R9
	ごみ焼却施設整備事業に係る基本設計事業	施設整備基本設計	R7~R8
	ごみ焼却施設整備事業に係るPFI等導入可能性調査	PFI等導入可能性調査	R8
	ごみ焼却施設整備事業に係る造成設計事業	造成設計	R8
	ごみ焼却施設整備事業に係る事業者選定支援事業	事業者選定	R9

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 不法投棄対策

不法投棄をされないよう、組合と構成市町が連携し、住民や事業者に対してごみの適正排出・適正処理に関する環境教育等を行います。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

桑折町、川俣町においては策定した災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を行います。

伊達市、国見町では、各市町で策定した地域防災計画やハザードマップ等に基づいて、適正かつ迅速に災害廃棄物への対応を実施するとともに、新ごみ処理施設の供用開始までに災害廃棄物処理計画を策定することとします。

また、大規模災害時には、令和3年6月に福島県、県内市町村および県内一部事務組合で締結した「福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、災害廃棄物の処理を円滑に実施することとします。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

伊達地域の各市町では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて各市町、福島県および国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

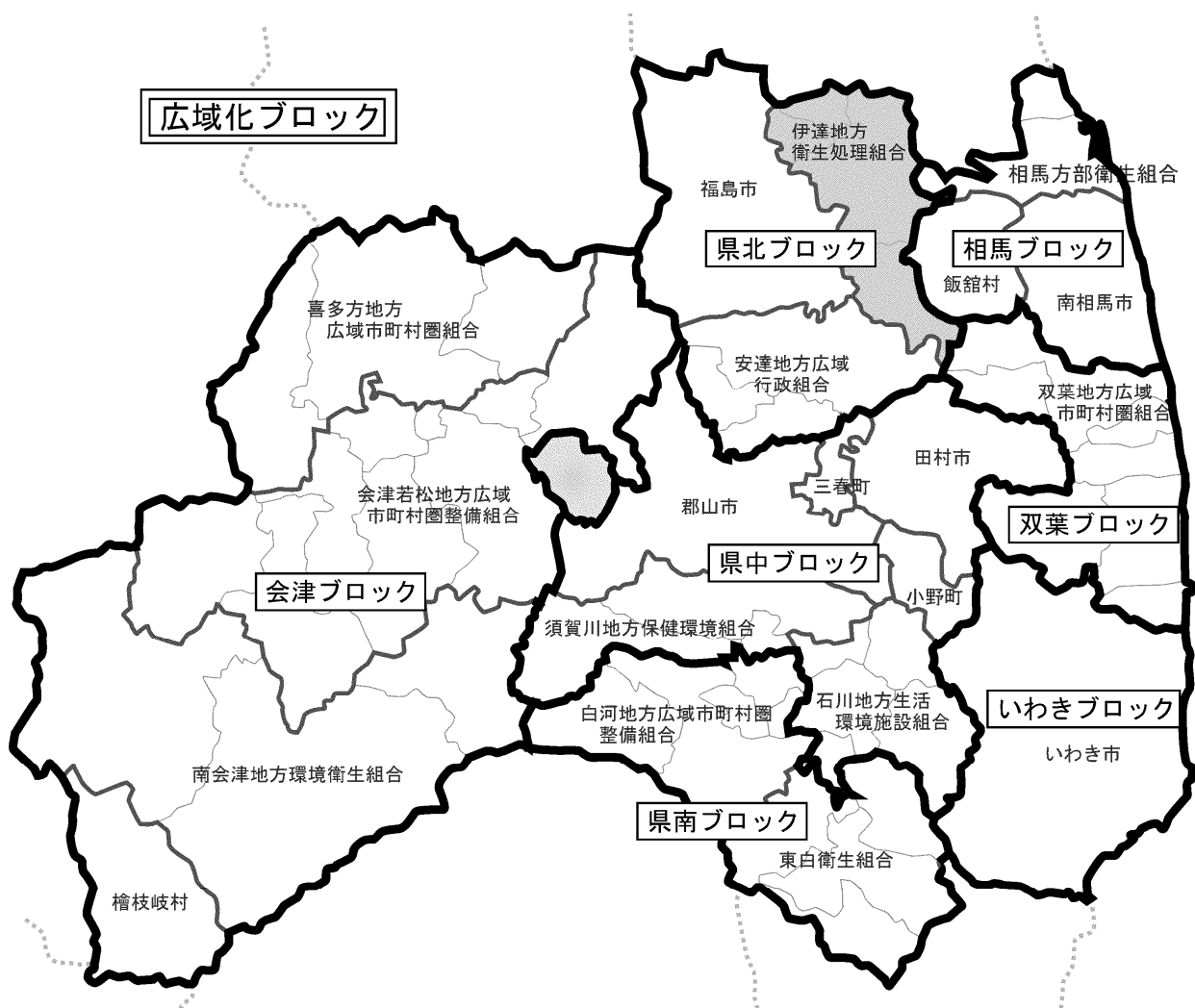
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行います。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画の策定に反映させるものとします。

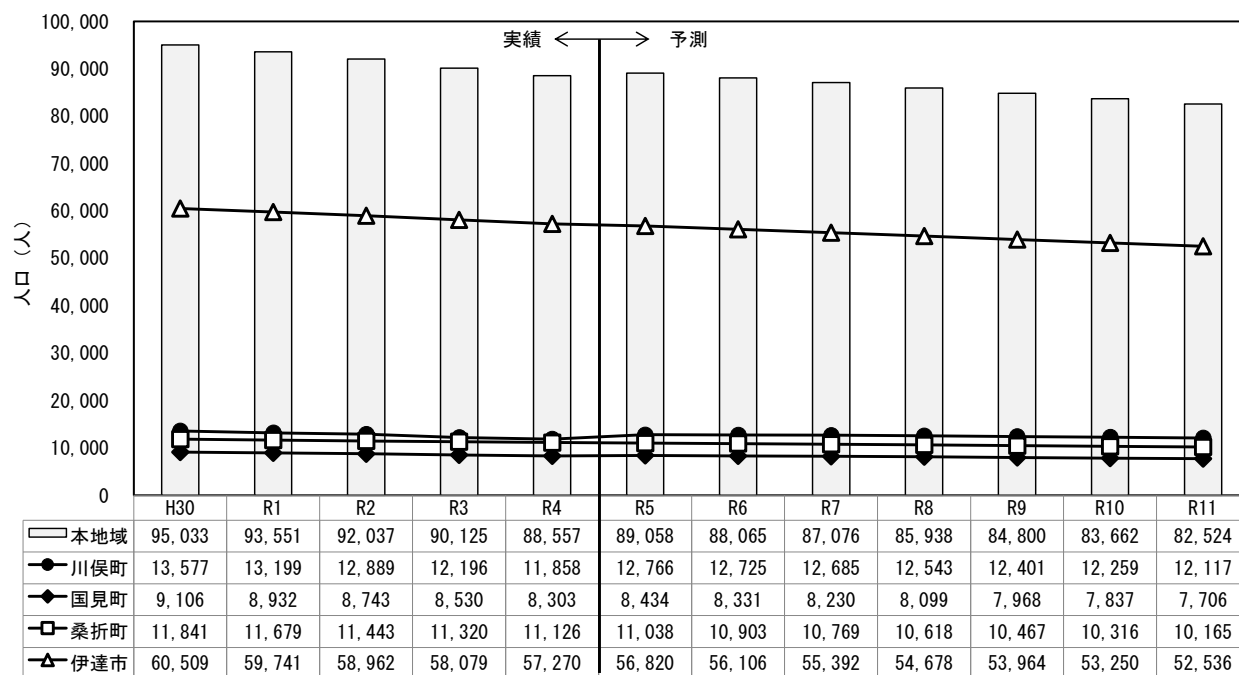
なお、計画の進捗状況や社会的情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとします。

添付資料 1 対象地域図

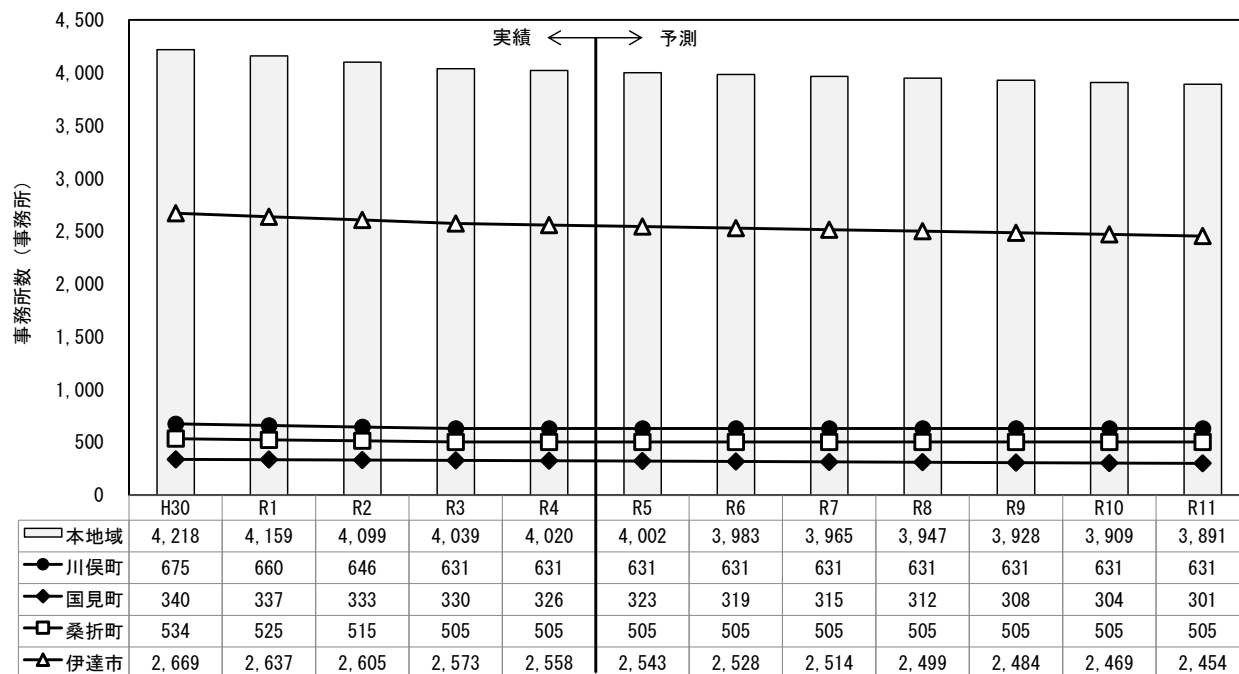


添付資料2 目標の設定に関するグラフ等

(1) 人口

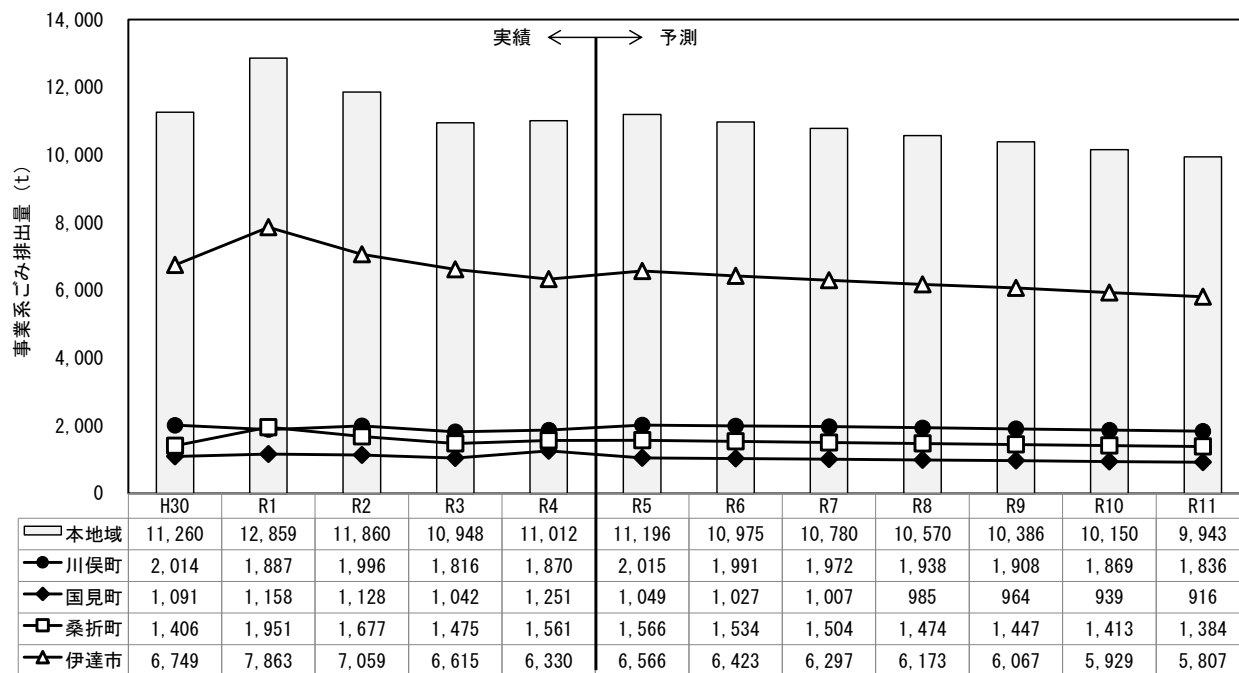


(2) 事務所数

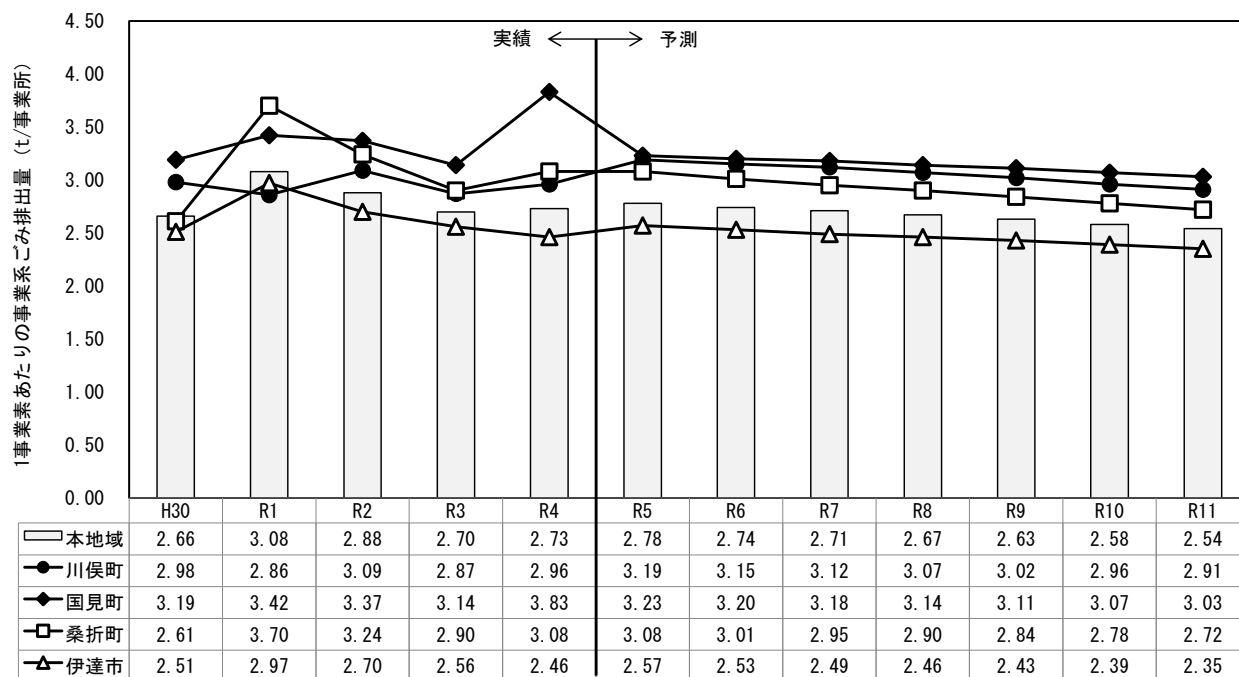


※事務所数は、H24、H28 および R3 経済センサスを基に整理した。

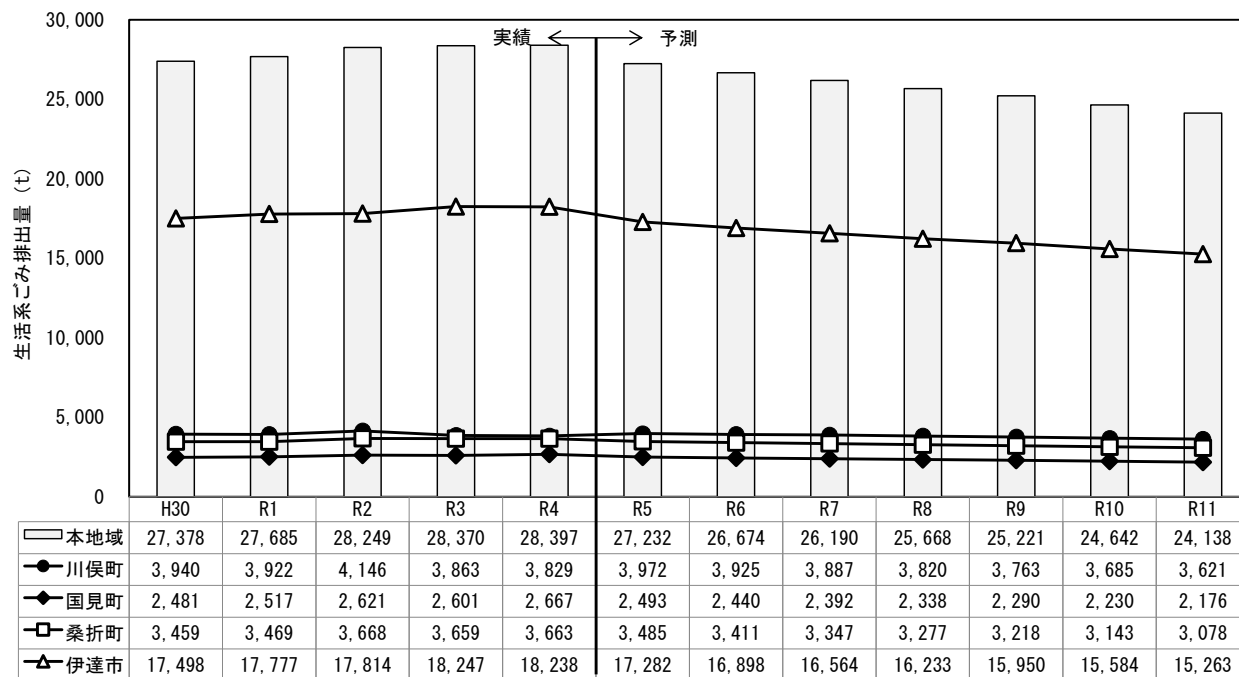
(3) 事業系ごみ排出量



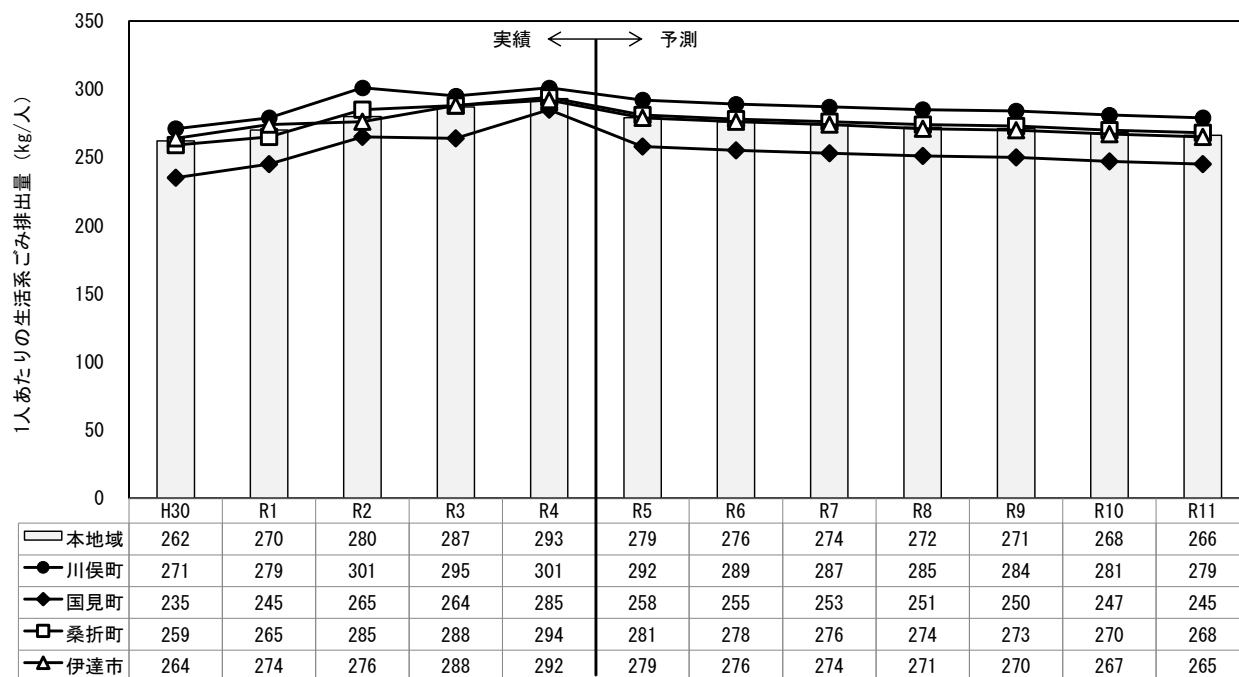
(4) 1事業所あたりの事業系ごみ排出量



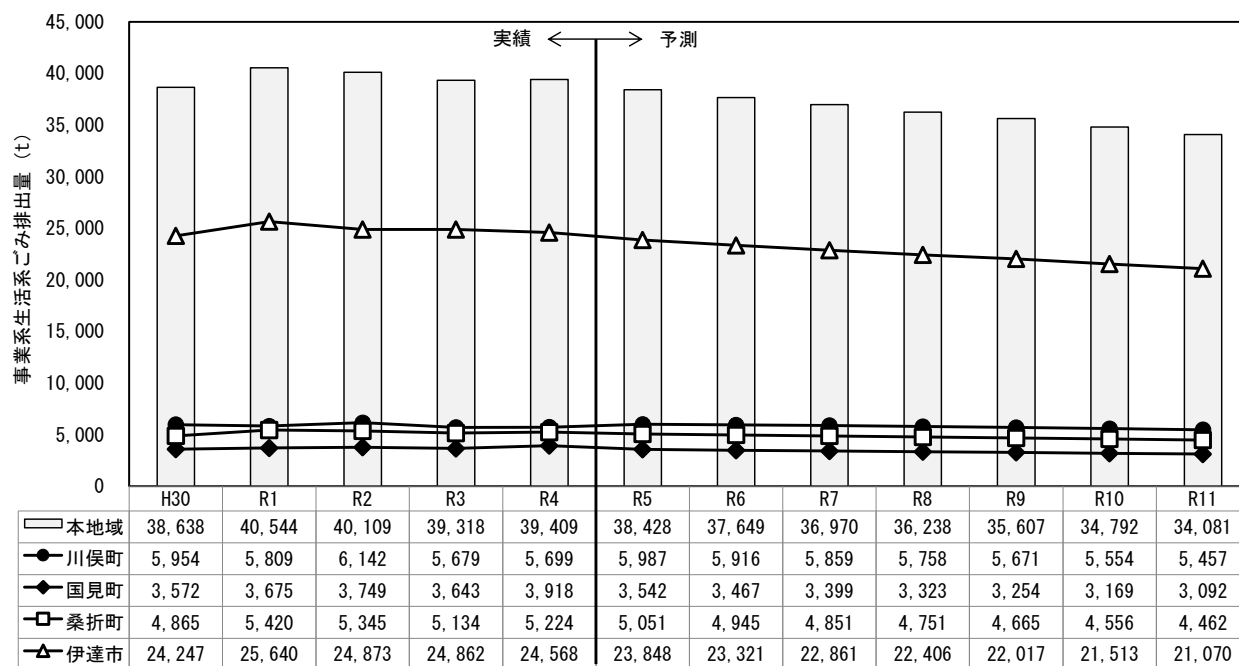
(5) 生活系ごみ排出量



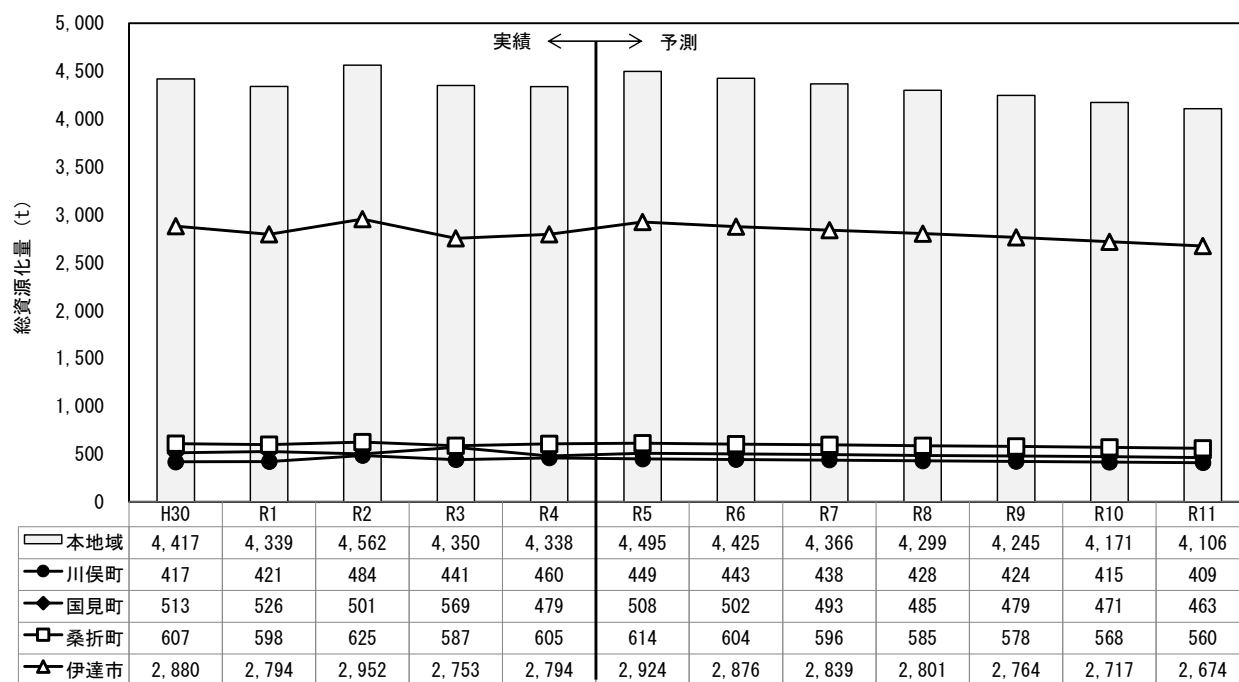
(6) 1人あたりの生活系ごみ排出量



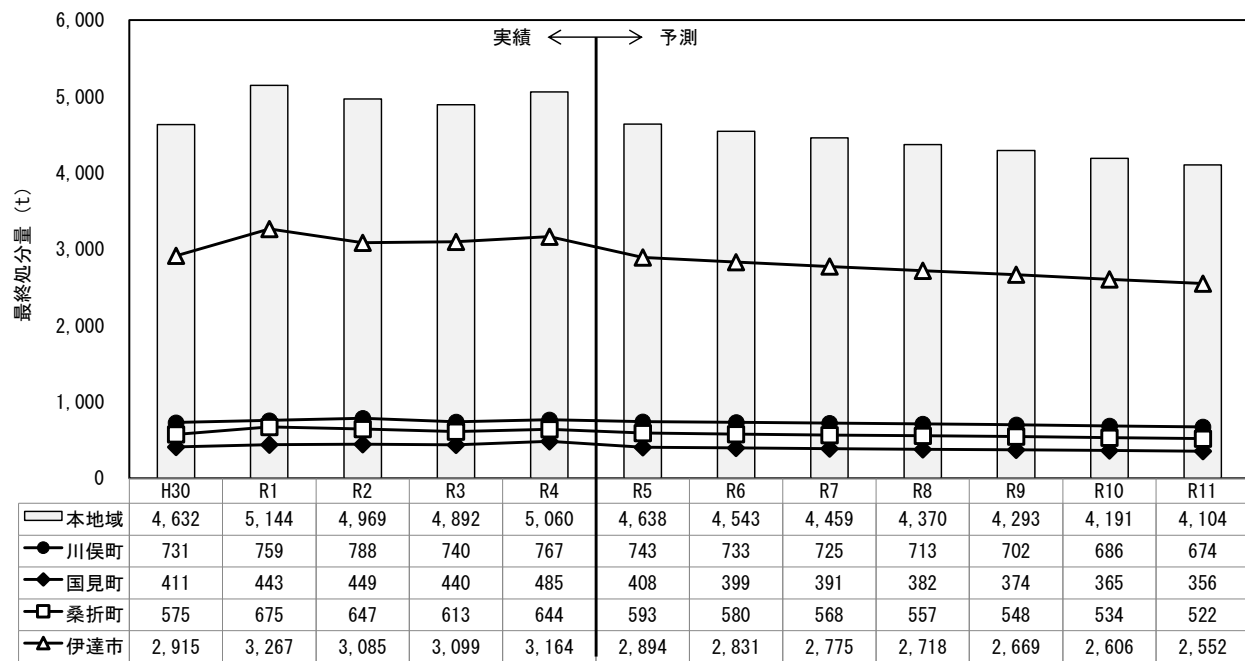
(7) 事業系生活系ごみ排出量



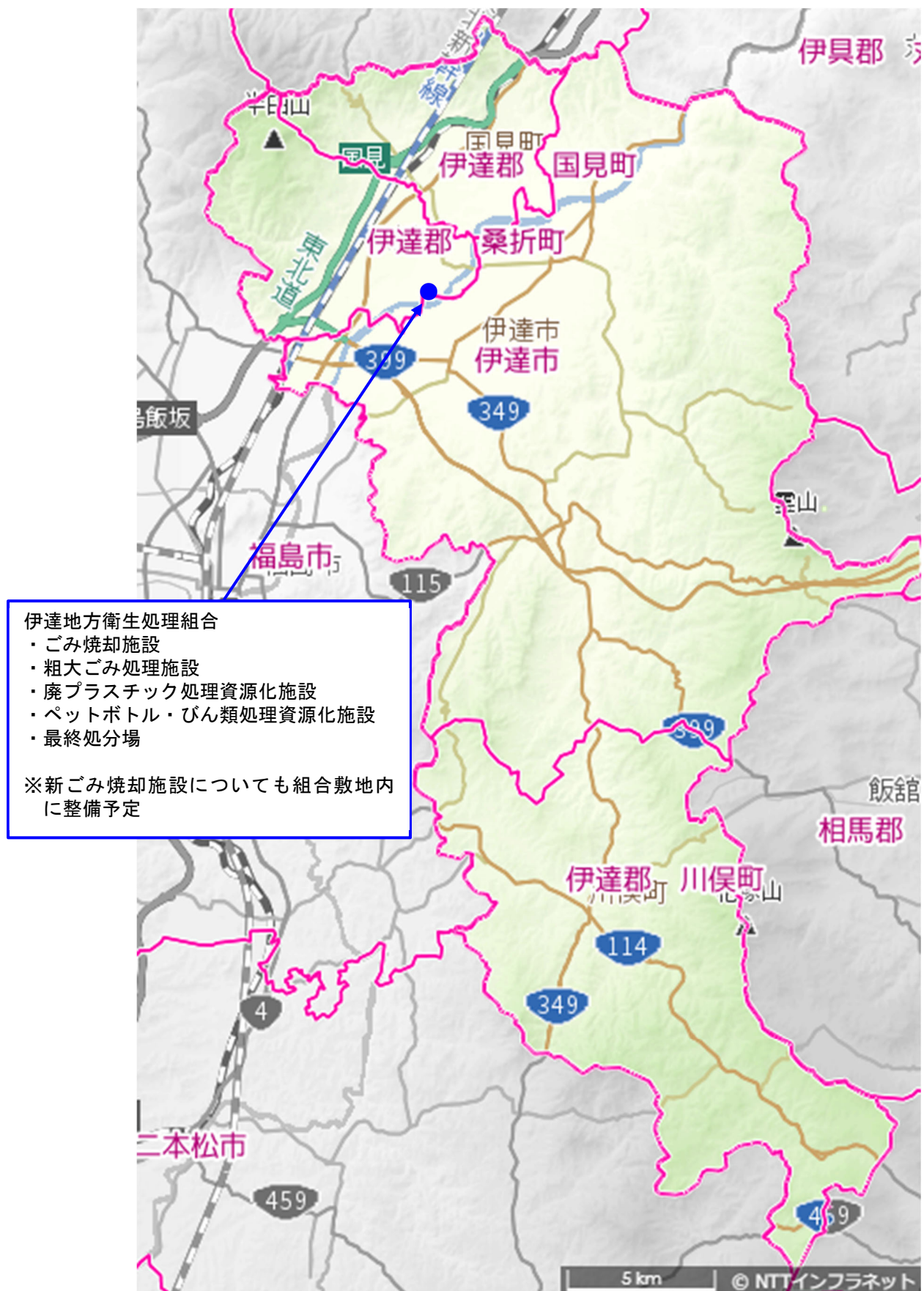
(8) 総資源化量

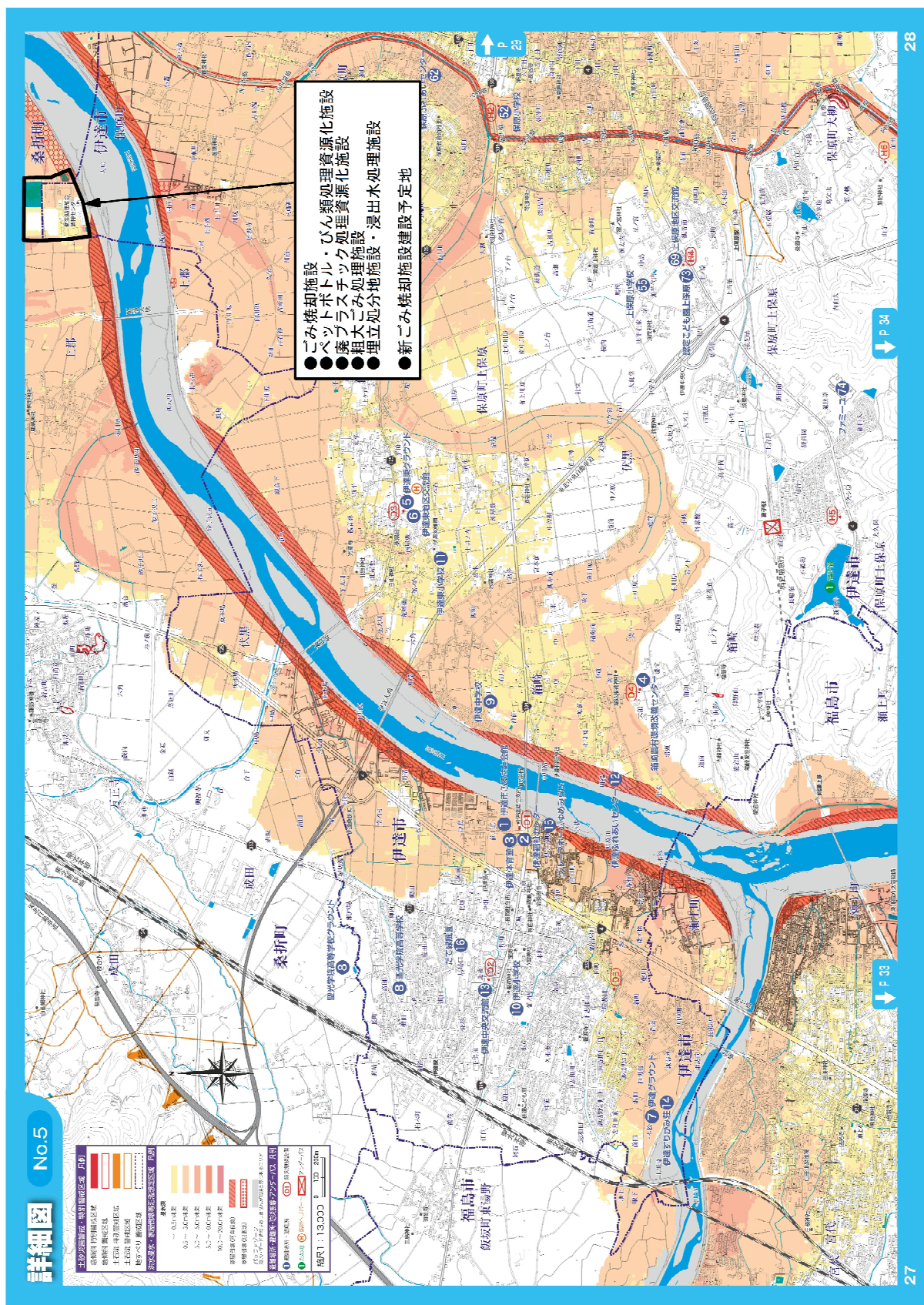


(9) 最終処分量



添付資料3 地域内の施設の現況（位置図）





循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	伊達地域	(2) 地域内人口	88,557 人	(3) 地域面積	473.74 km ²	その他
(4) 構成市町村等名	伊達市、桑折町、国見町、川俣町	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島	奄美 豪雪	山村 半島	過疎
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	伊達地方衛生処理組合 組合を構成する市町村：伊達市、桑折町、国見町、川俣町、福島市（平野、飯坂、茂庭地域） ※但し、川俣町はごみ処理のみ対象 ※但し、福島市（平野、飯坂、茂庭地域）は生活排水のみ対象（生活排水は本地域計画の対象外） 設立年月日：昭和35年7月4日設立					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目 標	
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和11年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	11,260	12,859	11,860	10,948	11,012	9,943	(R4比 -9.7%)
	1 事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.66	3.08	2.88	2.70	2.73	2.54	(R4比 -7.0%)
	生活系 総排出量(トン)	27,378	27,685	28,249	28,370	28,397	24,138	(R4比 -15.0%)
	1 人当たりの排出量(kg/人)	262	270	280	287	293	266	(R4比 -9.2%)
再生利用量	事業系生活系の総排出量合計(トン)	38,638	40,544	40,109	39,318	39,409	34,081	(R4比 -13.5%)
	直接資源化量(トン)	954	920	1,011	1,057	1,012	874	(2.6%)
	総資源化量(トン)	4,417	4,339	4,562	4,350	4,338	4,106	(11.8%)
エネルギー回収量	(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	-	
	(年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	-	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	4,632	5,144	4,969	4,892	5,060	4,104	(12.0%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付しています。（別添3 参照）

一般廃棄物処理基本計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物との整合性に配慮した内容

- ・ 令和4年8月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」のうち、令和3年度と令和4年度の推計値を実績値に置き換えた。令和5年度以降の推計値は変更なし。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び 処理方式	処理能力 (単位)	竣工 年月	廃止または 休止 (予定) 年月	解体 (予定) 年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ 焼却施設	ごみ焼却施設	伊達地方 衛生処理組合	ストーカ式	150t/日 (16時間稼働)	H7.3	R14.4	R14.4~R16.3 (予定)	【浸水深：0.5~3m未満】 周辺道路が浸水した場合は、災害協定に基づき、福島 県内の自治体に要請する。 ※全て同一敷地内にある。	新ごみ焼却施設の竣工後、解 体予定
粗大ごみ 処理施設	粗大ごみ処理施設	伊達地方 衛生処理組合	破碎・選別方式	19.7t/日 (5時間稼働)	H24.3	未定	未定		
リサイクル 施設	ペットボトル ・びん類処理 資源化施設	伊達地方 衛生処理組合	選別方式	13.5t/日 (5時間稼働)	H14.6	未定	未定		
リサイクル 施設	廃プラスチック 処理資源化施設	伊達地方 衛生処理組合	選別方式	8.0t/日 (5時間稼働)	H17.3	未定	未定		
最終処分場	一般廃棄物 埋立処分地	伊達地方 衛生処理組合	セル&サンドイッチ 方式	埋立容積：154,399 m ³ 埋立地面積：29,961m ²	H10.3	未定	未定		R7嵩上げ工事

(2) 更新 (改良) ・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び 処理方式	処理能力 (単位)	竣工予定 年月	更新 (改良) ・新設理由	焼却施設の解体の有無 (解体施設の名称)	焼却施設解体事業 着手 (予定) 年月 完了 (予定) 年月	想定される 浸水深と対策	プラスチック再商品化 を実施するための施設 整備事業	備考
ごみ 焼却施設	ごみ焼却施設	伊達地方 衛生処理組合	未定	約150t/日	R14.3	老朽化、ごみ処理の効 率化と生活環境の維持	有 (ごみ焼却施設)	R14.4~R16.3 (予定)	【0.5m未満】 建設予定地の西側の地盤高が 低く、浸水地域となってい る。このため、造成工事にて 地盤高を嵩上げする他、止水 板の設置などにより浸水対策 を実施する。	—	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別		事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考
事業名称	単位			開始	終了	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			
○エネルギー回収等に関する事業																		
ごみ焼却施設整備事業	1	伊達地方衛生処理組合	約150	t/日	R9	R10	68,567	0	0	0	68,567	0	68,567	0	68,567	0	全体期間 R9～R13	
	ごみ焼却施設解体事業	2	伊達地方衛生処理組合		t/日	-	-	68,567				68,567	0	68,567		68,567		0
○最終処分に関する事業																		
最終処分場増設事業	3	伊達地方衛生処理組合	154,399	m ³	R7	R7	330,000	0	330,000	0	0	330,000	0	330,000	0	0		
○施設整備に関する計画支援事業																		
ごみ焼却施設整備事業に係る基本計画事業	1	伊達地方衛生処理組合			R6	R6	13,000	13,000				13,000	13,000				0	
ごみ焼却施設整備事業に係る測量事業		伊達地方衛生処理組合			R6	R6	8,000	8,000				8,000	8,000					
ごみ焼却施設整備事業に係る地質調査事業		伊達地方衛生処理組合			R6	R6	15,000	15,000				15,000	15,000					
ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価事業		伊達地方衛生処理組合			R6	R9	R9	160,000	31,000	77,000	26,000	26,000	31,000	77,000	26,000	26,000		
ごみ焼却施設整備事業に係る基本設計事業		伊達地方衛生処理組合			R7	R8	R8	16,000		8,000	8,000		16,000		8,000	8,000		
ごみ焼却施設整備事業に係るPF等導入可能性調査		伊達地方衛生処理組合			R8	R8	R8	5,000			5,000		5,000		5,000			
ごみ焼却施設整備事業に係る造成設計事業		伊達地方衛生処理組合			R8	R8	R8	10,000			10,000		10,000		10,000			
ごみ焼却施設整備事業に係る事業者選定支援事業		伊達地方衛生処理組合			R9	R9	R9	41,000				41,000		41,000		41,000		
合 計							686,567	67,000	415,000	49,000	135,567	0	686,567	67,000	415,000	49,000	135,567	0

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	伊達地方衛生処理組合
(2) 施設名称	ごみ焼却施設
(3) 工期※1	令和9年度～令和10年度 (全体：令和9年度～令和13年度)
(4) 施設規模	処理能力： 約150 t / 日
(5) 形式及び処理方式	形式： 検討中 焼却方式： 検討中
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ (発電効率 未定) ・ 無 2. 熱回収の有無 ☒ (熱利用率 未定) ・ 無
(7) 地域計画内の役割※2	・ ごみの適正処理 ・ エネルギー回収の推進 ・ 広域処理の推進
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	☒ 無
(9) 事業計画額	68,567千円（全体：21,718,567千円） うち、交付対象事業費 68,567千円（全体：15,223,567千円）

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

※2 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

施設概要（最終処分場系）

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	伊達地方衛生処理組合		
(2) 施設名称	一般廃棄物埋立処分地		
(3) 工期※1	令和7年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積 29,961m ²	埋立面積 29,961m ²	埋立容積 154,399m ³
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成10年度 埋立終了 令和8年度		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	最終処分量造成事業（嵩上げ工事）を行うことにより、10年程度の延命化を図り、ごみ処理を安定的に実施する。		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 ☐ 無 ☒		
(9) 事業計画額	330,000千円 うち、交付対象事業費 330,000千円		

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の工期、金額を記載し、全体の工期、金額を括弧書きすること。

計画支援概要

都道府県名 福島県

(1) 事業主体名	伊達地方衛生処理組合		
(2) 事業目的	ごみ焼却施設整備のため		
(3) 事業名称	ごみ焼却施設整備事業に係る基本計画事業	ごみ焼却施設整備事業に係る測量業務	ごみ焼却施設整備事業に係る地質調査事業
(4) 事業期間	令和6年度	令和6年度	令和6年度
(5) 事業概要	施設整備基本計画	測量	地質調査
(6) 総事業計画額	13,000千円 うち、交付対象事業費 13,000千円	8,000千円 うち、交付対象事業費 8,000千円	15,000千円 うち、交付対象事業費 15,000千円

(3) 事業名称	ごみ焼却施設整備事業に係る環境影響評価事業	ごみ焼却施設整備事業に係る基本設計事業	ごみ焼却施設整備事業に係るPFI等導入可能性調査
(4) 事業期間	令和6年度～令和9年度	令和7年度～令和8年度	令和8年度
(5) 事業概要	環境影響評価	施設整備基本設計	PFI等導入可能性調査
(6) 総事業計画額	160,000千円 うち、交付対象事業費 160,000千円	16,000千円 うち、交付対象事業費 16,000千円	5,000千円 うち、交付対象事業費 5,000千円

(3) 事業名称	ごみ焼却施設整備事業に係る造成設計事業	ごみ焼却施設整備事業に係る事業者選定支援業務
(4) 事業期間	令和8年度	令和9年度
(5) 事業概要	造成設計	事業者選定
(6) 総事業計画額	10,000千円 うち、交付対象事業費 10,000千円	41,000千円 うち、交付対象事業費 41,000千円